

「第三期 奈良市空家等対策計画（案）」に対する意見募集要項

全国的に、近年人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、空き家等が年々増加しています。

本市におきましても、人口減少が見込まれており、住宅総数が世帯数を上回る状態が続いていることから、今後さらに空き家等が増加していくことが想定されています。

こうした空き家等の中には、適切な管理が行われていないものもあり、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体又は財産を保護すると共に、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の利活用を促進するため、平成 27 年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、対策を強化・促進するため令和 5 年に改正されました。

本市におきましても、同法に基づき、「奈良市空家等対策計画」を平成 28 年に策定、令和 3 年には改定版となる「第二期奈良市空家等対策計画」を策定し、空き家対策を展開してきました。

この度、第二期奈良市空家等対策計画の計画期間（令和 3 年度から令和 7 年度）が満了することから、これまでの取組内容の検証及び空き家対策に係る分析等を行い、課題整理した上で、改正空家法の内容も踏まえ、空家法第 8 条の規定に基づく「奈良市空家等対策推進協議会」で議論を行い、第三期計画策定に向け改定作業を実施しておりますが、より良い計画を策定するため、市民の皆様等から広く意見を募集します。

【募集要項】

1 意見募集の対象

「第三期奈良市空家等対策計画（案）」

2 意見募集の期間

令和 7 年 1 1 月 1 3 日（木）から令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金）まで【必着】

3 意見を提出できる個人または団体

- （１）市内に住所を有する人
- （２）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （３）市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- （４）市内に存する学校に在学する人
- （５）パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

4 閲覧できる場所等

「第三期奈良市空家等対策計画（案）」は市のホームページで閲覧（ダウンロード）できるほか以下の場所で閲覧できます。

- ①住宅課（市役所 北棟 6 階）
- ②総務課（市役所 北棟 5 階）
- ③出張所（西部出張所、北部出張所、東部出張所）
- ④行政センター（月ヶ瀬行政センター、都祁行政センター）

※土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

5 意見の提出方法（日本語での記入に限ります）

- ・ホームページのオンライン申請サービス（LoGo フォーム）から提出
- ・または、ホームページのダウンロードファイル「第三期奈良市空家等対策計画（案）」に対する意見提出用紙を「7 提出先・問い合わせ先」まで郵送、FAX、Eメール、持参のいずれかの方法で提出
- ・「第三期奈良市空家等対策計画（案）」に対する意見提出用紙以外での提出も可能ですが、その際は必ず「第三期奈良市空家等対策計画（案）」に対する意見」と明記し、氏名、住所（法人その他の団体の場合は法人（団体）名及び代表者氏名、所在地）、電話番号、意見を記入の上、上記「第三期奈良市空家等対策計画（案）」に対する意見提出用紙と同様の方法にて提出
- ・電話等の口頭による意見の受付はできません。

6 意見の取り扱い

- ・提出された主な意見の要点を項目ごとに整理集約した上で、意見に対する市の考え方を公表します。
- ・個々の意見に対する個別の回答は、原則として行いません。
- ・意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
- ・提出された個人情報につきましては、公表しません。また、本件以外の目的にも使用しません。
- ・提出された原稿等は返却しません。

7 提出先・問い合わせ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部住宅課（北棟6階）
T E L : 0 7 4 2 - 3 4 - 5 1 7 5
F A X : 0 7 4 2 - 3 4 - 8 2 3 6
e-mail : akiya@city.nara.lg.jp